

よくあるご質問

Q & A



**Q** 東海村社会福祉協議会とは  
どんな団体ですか？

**A** 東海村社会福祉協議会（社会福祉協議会を略して「社協」といいます）は、東海村に暮らす誰もが安心して暮らせるように、福祉の視点からまちづくりを行う民間の非営利団体です。「社協」は、全国・都道府県・指定都市・市区町村に必ずある社会福祉法に位置づけられた公共性・公益性の高い団体です。

**Q** 子どもはいますが、離縁して  
何十年も会っていません。  
利用できますか？

**A** 死後のトラブルを避けるため、可能な限りお子さまと連絡を取らせていただきたいと思います。しかし、様々な事情で連絡が取れない、取りたくないということもあろうかと思しますので、状況により判断させていただきます。

**Q** 身寄りがひとりもいないため、  
自分の財産を譲る人がいません。  
相談に乗ってくれますか。

**A** ご相談の過程で、公正証書遺言の作成をしていただきます。ご自分の財産について、死後に財産を譲ることができる団体等遺贈先に関する情報提供もさせていただきますので、まずはご相談ください。

**Q** 終活について、何から始めて  
良いか分かりません。  
利用するか分かりませんが、  
相談しても良いですか。

**A** 利用の有無に関わらず、終活相談として幅広く相談に応じます。まずは、お気軽にご相談ください（事前予約をお願いします）。

**Q** 生活保護を受給していますが、  
利用できますか？

**A** 生活保護受給の方は対象外です。

死後の葬儀や入院時の保証をサポートします

# とうがいライフ・ エンディングサポート 事業



「身内がないので、入院や入所することになっても保証人がいない・・・」

「自分が死んでも、誰も葬儀を行ってくれる人がいない・・・」

この事業では、そうした不安や悩みを抱える方に寄り添い、安心して年を重ねられるようお手伝いをさせていただきます。

ご相談  
連絡先

社会福祉法人  
**東海村社会福祉協議会**

生活支援課  
生活支援ネットワーク係

LINEで相談の  
予約ができます

〒319-1112 茨城県那珂郡東海村村松2005  
東海村総合福祉センター「絆」内

TEL.029-283-0205

受付時間：月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く）8：30～17：15

FAX:029-283-4535



社会福祉法人 **東海村社会福祉協議会**

# とうがいライフ・エンディングサポート事業とは？

Toukai Life  
Ending Support Project

頼れる親族がない、自分の死後に不安があるという方を対象に、事前に東海村社会福祉協議会と契約を結び、入院・入所が必要になった際に、身元保証の役割を担います。また、契約した方が亡くなった際には、あらかじめお預かりした預託金で、葬儀・納骨、死亡後の各種手続き、残存家財処分等を行います。



## 利用できる対象は？

以下の**すべてに該当する方が対象**となります。

- 東海村にお住まいの満70歳以上の方 (同居者がいる場合は、全員が満70歳以上であること)
- 身近に頼れる親族がないこと
- 契約の内容を理解し、利用を希望される方
- 生活保護を受給していない方
- 預託金<sup>\*1</sup>を納められること
- 公正証書遺言<sup>\*2</sup>により遺言執行者<sup>\*3</sup>を定めていること

※1…葬儀・納骨等、自宅に係る賃貸住宅の残存家財処分にかかる費用の見込額で業者見積額による。原則50万円以上。

※2・3…相談時には定めていなくても契約締結時点までに定めれば大丈夫です。

## サービス内容は？

### 預託金によるサービス

- ① 葬儀・納骨等の実施、死亡後の債務の支払い、死亡に伴う行政官庁等への届け出
- ② 自宅にかかる賃貸住宅の残存家財処分の実施・明け渡しに伴う諸手続き
- ③ 緊急時の諸経費(入院等に係る経費)・日常生活費(家賃・公共料金等)の支払い

### 見守りサービス

電話または訪問により月1回の見守り・安否確認をさせていただきます

### 入退院支援等サービス

- ① 入院・入所時の貴重品等の預かり
- ② 入退院・入所時等の付添い
- ③ 入院・入所に必要な荷物準備
- ④ 入院・入所時等の緊急連絡先指定及び緊急対応
- ⑤ リビングウィル(延命治療意思)の作成及び主治医への伝達

## 費用は？

### 利用料

契約時費用	15,000円(税別)	契約時にお支払いいただきます
年間利用料	10,000円(税別)	契約月が10月から翌年3月の場合は初年度のみ5,000円となります

※契約を締結するまでの相談料は無料

### 預託金

#### 預託金とは？

死後や入院・入所時に本人に代わって費用をお支払いするために、あらかじめお預かりしておくお金です。  
預託金の金額は、業者等の見積もりにより、契約時に決定します(以下の金額を合計して、原則50万円以上)。

区分	金額
葬儀・死亡後の債務の支払い	業者見積額※
自宅にかかる賃貸住宅の残存家財処分の実施・明け渡しに伴う諸手続き	
緊急時の諸経費・日常生活費の支払い	かかりつけ病院の入院保証金+概ね2か月分の生活費

※業者見積額の1割相当額(税別)を預託金として預かり、実際に執行した金額の1割相当額(税別)を執行後に徴収させていただきます。

契約までの流れ



※ご家族の状況や、葬儀・納骨の希望、リビングウィルについてなど、お話を伺い一緒に考えながら申込みに向けて準備を進めるため、3か月以上かけ複数回の面談を行います。